平成２６年（フ）第８２号
山梨県韮崎市若宮３丁目６番40号
債務者　太田　　譲
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
長野県塩尻市大字宗賀5280番地　市営住宅牧野団地534号
債務者　堤　　幸夫
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５９号
長野県松本市梓川梓5055番地40
債務者　村上　五重
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６１号
長野県松本市旭２丁目６番13号、住民票上の住所長野県松本市大字神林653番地５
債務者　丸山　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１９号
岐阜市則武西１丁目３番14号、前住所愛知県江南市前飛保町寺前224番地
債務者　ＡＳＡ江南団地こと　加藤　和広
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２８号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字下正葉廻間51番地１　フォレスト東郷204号
債務者　松本　孝志
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６号
三重県津市阿漕町津興199番地１　サープラス阿漕Ａ202、前住所三重県津市藤方2432番地８
債務者　川合麻衣子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６６号
滋賀県草津市渋川２丁目８番12号
債務者　本村　　傑
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７７号
滋賀県草津市野路東５丁目４番34―202号ニューサンライズ、前住所滋賀県草津市追分４丁目２番18―306号　エクセルナカムラ
債務者　寺田　亮介
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
大津市大萱６丁目８番８号　サンハイツ301
債務者　田辺　明美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６号
大津市中央１丁目２番２号
債務者　アイディーコーポレーションこと　松井真知子（旧姓神崎）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
鳥取県米子市花園町23番地３
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１６号
広島市南区稲荷町４番14―503号
債務者　荒木　照代
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８号
広島市西区井口明神１丁目15番29―303号
債務者　新田　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２号
愛媛県松山市中島大浦881番地１　グリーンハウス中島101号、住民票上の住所愛媛県松山市山西町596番地２　フレグランス山西１―101号
債務者　鳫林　浩三
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜1095番地28
債務者　成富　明宏
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７０号
福岡県小郡市力武1105番地１
債務者　松藤　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで福岡地方裁判所久留米支部